

案件名：2022 年度-2024 年度 安全対策研修（渡航者向け／テロ対策実技訓練）

（公告/公示日：2022年2月9日／調達管理番号：21a01161）について、入札説明書に関する質問と回答は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構  
調達・派遣業務部次長(契約担当)

通番	該当頁	該当項目	質問	回答
1	P.4	第1 入札手続き 5. (3) 1) 企業共同体	P.4においては、「共同企業体の結成を認めます」とありますが、P.20（10.業務実施体制(8)）においては、「共同企業体での応募は認めない」とあります。どちらでしょうか。	P20「共同企業体での応募は認めない」が正しい内容になります。以下「入札説明書の変更」にて、P.4「第1 入札手続き」の「5. (3) 1) 共同企業体」に関する記載を訂正します。
2	P.5	第1 入札手続き 7. 下見積書	下見積書の金額と入札額との金額は合致している必要がありますでしょうか？	あくまで「下見積」ですので、入札金額との相違があっても構いません。
3	P.4、P.20	第1 入札手続き 5. (3) 共同企業体、再委託について 2) 再委託 第2 業務仕様書（案） 10. 業務実施体制	P.4 (3) 共同企業体、再委託について 2) 再委託 a) 再委託は原則禁止となりますが、一部業務の再委託を希望する場合は、技術提案書にその再委託予定業務内容、再委託先企業名等を記述してください。 b) 再委託の対象とする業務は、本件業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的な業務に限ります。 一方、P.20には (8) 外部講師については、再委託を可能とする。ただし、共同企業体での応募は認めない。 と記載ありますが、 ①主任講師の外部委託は可能でしょうか？ あるいは外部委託する場合は、講師補佐や業務副主任のみでしょうか？ ②「外部講師」の定義についてご回答ください。	①主任講師の外部委託（再委託）も可能とします。 ②外部講師とは、受注企業に属している社員ではなく、個人もしくは他社に所属している方を想定しています。
4	P.15	4-1(5)③	「・・・参加者数に応じ複数にグループ分けして安全を配慮して実施する。」 とありますが、グループの最大人数は何人程度を想定していますでしょうか？	1グループ最大15-20名程度を想定しています。
5	P.15	第3技術提案書の作成要 1. 技術提案書の構成と様式	下記3点は（様式任意）と理解していますが、下記リンクの（様式4-1～4-5）を使用することは可能でしょうか？ <a href="https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html">https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html</a> ・業務実施の基本方針（留意点）・方針 ・業務実施体制（要員計画・バックアップ体制） ・業務実施スケジュール	ご提示の様式をご使用いただいても構いません。
6	P.20	10. 業務実施体制	主任講師の要件は、下記以外にありますでしょうか？ 「実技訓練を行うため、主任講師は、自衛隊、外国軍、警察、民間セキュリティ会社などで、実技訓練指導の経験があることを必須とする。」	入札説明書で提示している要件以外の要件はありません。なお。要件としてこれらの経験者を必須としていますが、これと同等の経験がある方については、その旨を技術提案書にてご説明ください
7	P.20	10. 業務実施体制	講師補佐の要件はありますか？（経歴や実績など）	講師補佐については特定の要件はありません（経歴や実績がある方がいれば望ましいですが、評価対象として加味することはありません）
8	P.22	評価書3. 主要業務従事者の経験・能力	業務従事者が個別に有する資格についても、「1. 社としての経験・能力」のように資格証明書の写しは必要でしょうか。	評価対象としている「業務主任（（1）（2））」、「主任講師（（3））」の方々については、資格証明書の写しは必要です。（評価対象者以外の方は不要）

通番	該当頁	該当項目	質問	回答
	入札説明書の変更	項目	変更前	変更後
1	P.4	第1 入札手続 5. 競争参加資格（3）共同企業体、再委託について 1）共同企業体	共同企業体の結成を認めます。ただし、共同企業体の代表者及び構成員全員が、上記（1）及び（2）の競争参加資格要件を満たす必要があります。 共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式集参照）を作成し、競争参加資格確認申請書（各社ごとに必要です）に添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印または社印を押印してください（押印省略可）。	共同企業体の結成は認めません。